

伊予市放課後児童健全育成事業運営業務プロポーザル審査委員会傍聴要領

この要領は、伊予市放課後児童健全育成事業運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

1 傍聴者の定員

傍聴の定員は、会場の状況等により、委員長が決定する。

2 傍聴の申込方法

- (1) 傍聴を希望する者は、審査委員会開催日の 3 日前（閉庁日を除く。）の午後 5 時までに、傍聴申込書（別紙）に必要な事項を記入のうえ直接又は郵送、E メールで事務局（伊予市市民福祉部子育て支援課）へ提出すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否は、審査委員会開催日の前日までに事務局から連絡する。

3 会場での受付及び手続

- (1) 会場への入室は、開始 5 分前から許可する。
- (2) 会場への入室に当たっては、会場前の受付で氏名及び住所等を記入すること。
- (3) プラカード、のぼり等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や傍聴に相応しくない衣服を着用している者は、会場への入室を拒否する。

4 傍聴できる者

伊予市民又は伊予市内に通勤・通学している者で、参加事業者と関係のない者とする。ただし、特別な場合を除き 1 世帯 1 人とする。

5 傍聴できない者

- (1) 人に危害を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると伊予市放課後児童健全育成事業運営業務プロポーザル審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者

6 傍聴における遵守事項

- (1) 会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場において、発言しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は運営に支障となる行為をしないこと。

7 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、委員長及び職員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させる。